

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 ネットビレッジ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 三浦浩之  
(コード番号 2323)  
問合せ先 取締役経営戦略室長 木根渕建  
(TEL 03 5350 7800)

監査役に対するストックオプションとしての  
報酬等の額の設定及び内容の決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、当社監査役に対するストックオプションとしての報酬等の額の設定及び内容の決定に関する議案を、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 10 回定時株主総会（以下「本総会」といいます）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社は、適切妥当な監査が行われることが、企業価値の向上を図るのに不可欠であり、結果として株主の利益に資するとの観点から、従来、監査役に対するストックオプションとしての新株予約権を株主以外の者に対して特に有利な条件で発行するものとして、株主総会の特別決議による承認を経て発行しておりました。本年 5 月 1 日に施行された会社法（平成 17 年法律第 86 号）においては、ストックオプションとして監査役に付与される新株予約権は、発行時にその価額が算定できるものであると位置づけられたことにより、確定した監査役報酬等の一部になるものと整理されます。そこで、当社監査役と株主の利益をより密接に関連させ、当社監査役の適切な監査に対する意欲や士気を高め、当社及び当社グループの企業価値の向上を図ることを目的とし、会社法第 387 条第 1 項に基づき、当社監査役に対し、従来の監査役報酬とは別枠で、年額 180 万円の範囲でストックオプションとして発行する新株予約権について報酬額を設定することの承認を、下記のとおり提案するものであります。

なお、現在の監査役は 3 名ですが、本総会に監査役選任議案を提案することを決議いたしましたので、これが承認可決されますと、監査役は 3 名となる予定であります。

1. ストックオプションとしての報酬等の額

当社の監査役報酬額は、平成 12 年 6 月 30 日開催の第 4 回定時株主総会において年額 6 千万円以内とする旨が決議され、今日に至っておりますが、当社監査役に対し、従来の監査役報酬とは別枠で、年額 180 万円の範囲でストックオプションとして発行する新株予約権について報

酬額を設定するものであります。

## 2. 報酬等の内容（新株予約権発行の要領）

### （1）新株予約権の総数

15 個を上限とする。

### （2）新株予約権の内容

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 1 株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併等の組織再編を行い本新株予約権が承継される場合には、それぞれ必要かつ適切な株式数の調整を行うものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して払い込む金銭の額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に、 に定める新株予約権 1 個当たりの株式の数を乗じた金額とする。

当社取締役会で定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.03 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(又は処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前(又は処分前)の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(又は処分)の株式数}}$$

新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から 2 年を経過した日より 5 年以内とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生ずる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。  
譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使の時まで引き続き当社の監査役の地位にあることを条件とする。

新株予約権の取得事由

イ 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当該新株予約権を無償で取得することができる。

ロ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表取締役の決定がなされた場合）には、当社は、取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生時点において権利行使していない新株予約権の新株予約権者に対して、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権を、当該組織再編行為の比率に応じてそれぞれ交付するものとする。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において、その旨を定めた場合に限り交付するものとする。

（3）新株予約権 1 個と引換えに払い込む金銭の額（以下「払込金額」という）

新株予約権発行の取締役会においてブラック・ショールズモデルにより算定した価額を払込金額とする。

（4）その他募集事項の決定等

上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、新株予約権発行の取締役会決議により定めるものとする。

（注）上記の内容につきましては、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 10 回定時株主総会において「当社監査役に対するストックオプションとしての報酬等の額の設定及び内容の決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上